

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 後援及び協賛名義使用許可基準

本協会の後援、協賛名義使用申請に対しては、次の基準によって審査し、許可するものとする。

1. 後援、協賛の基準

原則として後援の名義は、主催者の申請に基づき、事業等の趣旨について積極的に後援する価値のあるものに使用し、これに次ぐものには、協賛の名義を使用する。

2. 主催者についての許可基準

- (1) 本協会の加盟団体
- (2) 国または地方公共団体の行政機関
- (3) 公益法人またはこれに準ずる団体
- (4) 新聞、放送等の報道機関
- (5) その他本協会が上記各号に準ずると認める法人等

3. 事業内容についての許可基準

次の①に掲げるいずれにも該当し、かつ②に掲げるいずれにも該当しないことを基準として個別に判断する。

①承認することができる場合

- (1) その目的が、グラウンド・ゴルフに関する普及振興に寄与するものであること。
- (2) 公益性があると認められること。
- (3) 参加対象は、次のいずれかであること。
 - ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会員
 - ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会員及びグラウンド・ゴルフ愛好者
 - ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会員（都道府県グラウンド・ゴルフ協会員）及びグラウンド・ゴルフ愛好者
- (4) 本協会の事業の目的及び内容に照らし、適切と認められること。
- (5) 事業の規模が広範囲にわたるものであること。

②承認することができない場合

- (1) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められること。
- (2) 特定の思想、政治的主張、宗教の普及が主たる目的と認められること。
- (3) その運営方法が適切でないと認められること。
- (4) 開催地都道府県協会から後援の承認が無いこと。
- (5) その対象が極めて限定されたものと認められること。
- (6) その他、本協会の業務の目的及び内容に照らし、適切でないと認められること。

4. その他の審査基準

- (1) 主催者の所在地、役員等が明確で信用し得るものであること。
- (2) 開催にあたって、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講ぜられていること。
- (3) 事業がグラウンド・ゴルフの大会等であるときは、本協会制定のルール並びに認定用具によって実施されること。
- (4) 申請は名義使用希望日の1か月前までに提出すること。

5. 申請に要する書類

- (1) 申請書
- (2) 開催方法の概要書
- (3) 収支予算書
- (4) 本協会加盟団体以外の民間団体の場合は、定款またはこれに類するもの及び役員名簿

6. 主催者の義務

- (1) 申請した事業計画に変更があった場合には、直ちに届け出て承認を得ること。
- (2) 事業終了後は、1か月以内に終了報告書及び決算書を提出すること。

7. 経費の負担

事業に伴う経費は主催者の負担とする。

本協会は、特別の場合を除き支出負担を負わない。

8. その他

- (1) 事業にかかる運営ならびに会場内外で生じた費用及び事故・トラブルは全て申請者（団体）が責任をもって処理にあたり、事業の当事者間あるいは第三者からの損害賠償請求があった場合も同様とし本協会は何らの責任も負わない。
- (2) 申請者（団体）が媒体の種類を問わず個人情報（参加者名簿など）を取得、利用する場合は、法令を遵守し、故意、過失により個人情報が漏えいすることがないように管理、保存を行う。万一漏えいなどの事故が発生した場合、その処理、届け出義務の履行等は、全て申請者（団体）が責任を果たし、本協会は何ら責任を負わない。
- (3) 許可した事業が、申請内容と異なる場合等、不適切な事態が生じた場合は、許可を取り消すことがある。

附 則

- (1) この基準は、平成9年3月18日から施行する。
- (2) この基準は、平成13年12月7日から施行する。
- (3) 平成23年1月18日一部改正
- (4) 平成25年3月7日一部改正
- (5) 3の①(5)はおよそ都道府県単位以上を目安とする。
- (6) 平成29年3月9日一部改正